

(仮称)乙女小第三学童保育館

特記事項

令和6年5月

小 山 市

修正履歴

6/6 2ページを一部修正(赤字箇所)

1 施設及び設備等について

【1】施設概要

- ア 施設名称 (仮称)乙女小第三学童保育館
イ 所在地 小山市大字乙女1954 乙女小学校1階
ウ 施設概要 別紙平面図のとおり
エ 開所時間 ・平日保育 放課後から午後6時まで ※延長保育午後7時まで
・一日保育 7時30分から午後6時まで ※延長保育午後7時まで
オ 受入定員 ・保育室 A(面積 約67㎡) 定員30名(1支援単位)
・保育室 B(面積 約67㎡) 定員30名(1支援単位)

【2】学童の使用部分について

本事業の実施にあたって使用可能な学校施設等は、別図のとおり、トイレ、南昇降口の一部、及び廊下の共用部分であり、その他学校施設等との境界には仕切りを設け、本事業における利用児童や指導員等は原則として許可なく立ち入らないこととしてください。

【3】ことばの教室、幼児ことばの教室について

ことばの教室及び幼児ことばの教室は、言語の発達に遅れ等のある児童を対象に発音・発声指導など専門教育を実施する場であり、学校施設の一部です。ことばの教室授業中に本事業を実施する際は、ことばの教室の性質に鑑み、極力その活動の支障とならないように配慮するようにしてください。

【4】その他設備等について

① 職員駐車場(保護者送迎用駐車場も兼ねる)

別添配置図の学童出入口付近から、屋内運動場北側付近にて検討中です。

② 校庭

基本的に活動にて使用可能ですが、使用方法等についての詳細は、受託後に学校と別途協議が必要となります。

③ トイレの消耗品について

トイレは学校及びことばの教室と共有です。トイレトーパーやせっけん等のトイレ消耗品の一部は受託者側でもご負担いただくとし、詳細は受託後学校と別途協議が必要となります。

④ インターネット

市では導入しません。使用する場合、受託者側で別途無線 LAN 等をご準備ください。

⑤ 電話

ひかり回線を導入予定です。通信費については、受託者負担とします。

【5】光熱水費について

小山市では学校内学童の光熱水費(電気・水道)について、独立したメーター等を設置していないことから、小山市が学童負担分を積算し、年度末に受託業者へ「光熱水費負担金」として請求しています。本事業についても同様に予定しております。

過年度の光熱水費負担金額は、「4 学校内学童 過年度光熱水費負担金請求額及び見込額」をご参照ください。

【6】ゴミの処分について

ゴミ処分は別途、収集業者に回収させるよう、受託者側で手配するものとします。

【7】備品について

別添「乙女第三 備品リスト案」のとおり。

【8】注意事項

本施設は令和6年下半期に工事着工し、令和7年3月頃竣工予定です。

そのため施設の細かな仕様及び調達予定の備品については、今後変更される可能性があることをご承知おきください。

2 職員の配置について

各保育室1室あたりには、以下と同等の水準にて職員を配置することとします。

また、各シフトにおいて、必ず1名以上の**放課後児童支援員有資格者**を配置してください。

保育種別	シフト	人数
通常保育時(平日)	① 放課後～18時	2名
	② 18時以降(延長保育)	2名
一日保育時(土曜・長期休み等)	③ 午前	2名
	④ 午後	2名

3 保育料について

(1) 学童保育館で事業を実施する際に利用者から徴収する保育料は、指定管理者の収入とします。

(2) 保育料の区分及び額の算定は小山市学童保育館条例施行規則第7条を適用するものとします。

区分	単位	児童1人当たりの額の範囲
基準保育料	1月	4,000円から9,000円まで
延長保育料	1日	300円を上限とする。
夏季休業日	一の休業期間	4,000円を上限とする。
春季・冬季休業日	一の休業期間	2,000円を上限とする。

※なお基準保育料には、おやつ代を含みます。

(3) 保育料の参考額として、小山市では全学年同一の保育料(8,000円)を推奨しています。また19時から19時30分までの延長保育料は上限100円としてください。

(4) 申請時の保育料の記載について

指定管理者選定委員会で事業内容を比較するため、「管理運営に係る収支計画書(様式第3号)」の保育料は、(2)及び(3)を参考に用いて算出した額を記載してください。

4 学校学童一支援単位当たりの過年度光熱水費請求額及び見込額(円)

R3	R4	R5	R6 見込
226,700	236,300	276,700	287,000

5 指定管理料の上限・下限見込額

指定管理料は、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、年度協定を締結して指定管理者の請求により支払うこととします。支払いは原則として4月、10月に分割して支払うこととし、額や方法等は年度協定で定めます。

指定期間5年間の指定管理料総額の下限は41,654千円、上限は81,878千円とします。(消費税及び地方消費税を含む。)年度毎の内訳は下表の通りです。

： 支援単位毎に**指導員2名配置(内1名は放課後児童支援員有資格者)**、及び

月1回土曜保育実施を想定。

： 児童数は2支援単位とも、定員の30人で想定。

【総額（下限）】 単位：千円 2支援単位合計

年度	R7	R8	R9	R10	R11	5か年合計
指定 管理料	8,160	8,233	8,362	8,306	8,593	41,654
備考	※「放課後児童支援員等処遇改善補助金(月額9,000円相当賃金改善)」が別途加算されます。					

【総額（上限：障がい児関係加算を適用した場合のもの。）】 単位：千円

年度	R7	R8	R9	R10	R11	5か年合計
指定 管理料	10,168	10,239	10,372	10,306	10,609	51,694
障がい児 受入推進 加算	2,950	2,976	3,036	2,998	3,132	15,092
障がい児 受入強化 推進加算	2,950	2,976	3,036	2,998	3,132	15,092
各年度 合計	16,068	16,191	16,444	16,302	16,873	81,878
備考	※「放課後児童支援員等処遇改善補助金(月額9,000円相当賃金改善)」が別途加算されます。 ※『障がい児受入推進加算』は、支援単位ごとに対象児童1名以上を受け入れ、かつそのために 専門的知識等を有する指導員を加配した場合にのみ対象となります。 ※『障がい児受入強化推進加算』は、支援単位ごとに対象児童3名以上を受け入れ、かつそのた めに専門的知識等を有する指導員を、『障がい児受入推進加算』加配した人員に加えて加配した場 合にのみ対象となります。 ※加算額は年度により変更になる場合があります。					